

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第3回）

日 時 平成19年10月3日（水）

午前10時

場 所 生駒市役所4階大会議室

次 第

案 件

1 当部会の検討事項について

- (1) 住民自治定義・原則
- (2) 住民自治に関する自治体の役割について
- (3) 住民自治に関する住民の役割について
- (4) コミュニティ・公益活動支援について
- (5) 他自治体住民との連携

2 その他

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第3回）検討資料

各市町条例

(1) 住民自治定義・原則

【ニセコ町】

(コミュニティ)

第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

【多摩市】

(コミュニティ)

第7条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。

【伊賀市】

(住民自治の定義)

第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。

【名張市】

(コミュニティ活動)

第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

(地域づくり)

第34条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。

2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。

3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。

4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

【篠山市】

(コミュニティの意義と支援)

第18条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かに暮らすことを目的として、自主的に結ばれた組織等をいう。

生駒市としての考え方
(例示及び基本構想案)

【例示】

市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 市民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・NPO等の市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。

【基本構想案】

- 共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動を市民自治とする定義を規定する。
- 自治会やボランティア・NPO等の市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者とともに、まちづくり活動に積極的に参加する個人も市民自治活動の主体であることを規定する。

<p>各市町条例 (2) 住民自治に関する自治体の役割</p>	<p>【ニセコ町】 (町とコミュニティのかかわり) 第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。</p> <p>【宝塚市】 (市の責務) 【再掲】 第3条 3 市は、地域コミュニティの役割を認識し、その活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。</p> <p>【生野町】 (コミュニティの充実) 第21条 町民及び町は、地域に根ざしたコミュニティの役割を認識し、守り、育てるように努めるものとする。</p> <p>【多摩市】 (コミュニティ) 第7条 2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。</p> <p>【伊賀市】 (住民自治に関する市の役割) 第23条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。 2 市は、非営利、非宗教及び非政治の住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。</p> <p>【名張市】 (コミュニティ活動) 第33条 2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。 (地域づくり) 第34条 5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【篠山市】 (コミュニティの意義と支援) 第18条 3 市は、コミュニティの役割を認識し、必要に応じて支援するものとする。</p>
-------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重するとともに、非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。</p> <p>【基本構想案】 ●市は、市民自治活動を尊重すること並びに非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に必要に応じて支援することを規定する。</p>
-----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>各市町条例 (3) 住民自治に関する住民の役割</p>	<p>【ニセコ町】 (コミュニティにおける町民の役割) 第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。</p> <p>【宝塚市】 (市民の権利と責務) 【再掲】 第6条 2 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p> <p>【生野町】 (コミュニティの充実) 【再掲】 第21条 町民及び町は、地域に根ざしたコミュニティの役割を認識し、守り、育てるように努めるものとする。</p> <p>【多摩市】 (コミュニティ) 【再掲】 第7条 2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。</p> <p>【伊賀市】 (住民自治に関する市民の役割) 第22条 私たち市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。 2 私たち市民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。</p> <p>【名張市】 (コミュニティ活動) 【再掲】 第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。</p> <p>【篠山市】 (コミュニティの意義と支援) 第18条 2 市民は、まちづくりを多様に支えるコミュニティの役割を認識し、尊重するものとする。</p>
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するとともに、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めるものとする。</p> <p>【基本構想案】 ●市民の努力義務として、市民自治活動の重要性の認識、市民自治活動への参加及び市民自治活動を行う団体等への支援について規定する。</p>

<p>各市町条例 (4) コミュニティ・公益 活動支援</p>	<p>【ニセコ町】 (町とコミュニティのかかわり) 【再掲】 第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。</p> <p>【宝塚市】 (市の責務) 【再掲】 第3条 4 市は、まちづくりの基本理念にのっとり実施される、地域の主体的なまちづくり活動を支援しなければならない。</p> <p>【生野町】 (まちづくり活動への支援) 第19条 町は、町民自身による自発的、自律的なまちづくりを促進するために、まちづくり活動を行う団体（以下、まちづくり活動団体という。）に対して、必要な支援を行うことができる。</p> <p>【伊賀市】 (住民自治に関する市の役割) 【再掲】 第23条 2 市は、非営利、非宗教及び非政治の住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。</p> <p>【名張市】 (市民公益活動) 第35条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>【篠山市】 (コミュニティの意義と支援) 【再掲】 第18条 3 市は、コミュニティの役割を認識し、必要に応じて支援するものとする。</p>
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、その活動を促進するための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>【基本構想案】 ●自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動に対する市の役割を規定する。</p>

<p>各市町条例 (5) 他自治体住民との連携</p>	<p>【ニセコ町】 (町外の人々との連携) 第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。</p> <p>【生野町】 (町外の人々との交流) 第32条 町民及び町は、町外の人々にも情報を発信しながら交流を深め、その知恵や意見をまちづくりに活用するように努めるものとする。</p> <p>【伊賀市】 (基本理念) 【再掲】 第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。 (3) 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。</p> <p>【篠山市】 (交流及び連携) 第19条 市民及び市は、市外の人々との連携を図り、まちづくりを推進するものとする。</p>
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市民及び市は、市外の人々と交流・連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。</p> <p>【基本構想案】 ●市民及び市は、市外の人々と交流・連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めることを規定する。</p>